

# 垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第11回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 平成31年4月25日（木） 午前9時30分～午前10時32分

場 所 議会全員協議会室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	重吉 伸哉	6	森 千秋
2	中間 信二	7	村山 繁稔
3	大迫 和昭	8	永吉 浩幸
4	下瀬 秀	9	小畑 良之
5	瀬角 初美（欠席）	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 楠 木 雅 己

農地係長 美 坂 康 人

主任主事 下 茂 尚 太

主 事 浦 元 駿

## 付 議 事 件

- (1) 農用地区域の農用地除外に係る意見決定について
- (2) 農地法第3条許可申請について
- (3) 農地法第5条許可申請について
- (4) 農用地利用集積計画の決定について
- (5) 農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積（別段の面積） について
- (6) 平成31年度農作業標準賃金の策定について
- (7) 農地所有適格法人の要件確認について
- (8) 「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）及び「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」（案）の策定について

議 事

議 長	あいさつ
係 長	諸般報告
議 長	<p>ただいまから、第 11 回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は 10 名中 9 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、6 番森委員、7 番村山委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 1 号「農用地区域の農用地除外に係る意見決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>本案件は農用地区域から除外するための農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 に規定する「当委員会への意見聴取」を市長部局である農林課農政係より求められたものです。</p> <p>議案第 1 号の議案書 2 ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図 1 ページをご覧ください。</p> <p>受付番号 1 番について御説明致します。受付番号 1 番 申請人 ○○○○ 様、申請地は○○字○○番と○○番で、地目は田、面積は合計 533 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>事業拡大により、資材置場として利用する計画です。</p> <p>申請地は市役所から東へ約 1.5km に位置し、市の農業振興地域整備計画において農用地区域内農地に指定されていることから、農地区区分は農用地区域内農地に該当します。農振除外後は、農地の広がり 10ha 以上であることから、農地区区分は第 1 種農地に該当すると判断します。</p> <p>代替地検討を行ったものの、他に適当な土地はなかったとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
2 番委員	<p>去る 4 月 15 日、私と大迫委員、事務局 2 名の 4 名で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、北と東は田、南は県道、西は○○○○に囲まれています。</p>

	<p>資材置場として利用したいとのことですが、東側の田に雨水が流出する恐れがありました。東側の田は何年も耕作されていないということでした。</p> <p>また、東側の田との境界線にはブロックを積むということで東側の田には迷惑をかけないということでした。</p> <p>さらに、資材が飛散しないようにして、〇〇〇〇や周囲の住宅にも迷惑をかけないようにするということでしたので、何ら問題は無いと思われまことをご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	<p>なし</p>
議 長	<p>異議はございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	<p>はい</p>
議 長	<p>議案第1号「農用地区域の農用地除外に係る意見決定について」は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農地法第3条許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第3条許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は4ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図2ページから5ページを御覧下さい。</p> <p>今月の許可申請は4件でございます。</p> <p>1番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで本人からの希望によります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>2番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで本人からの希望によります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>3番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さんで、4番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さんで譲受人はいずれも〇〇〇〇さんで、3番は親戚間の贈与、4番は本人からの希望によります経営拡大の所有権移転となり</p>

	<p>ます。</p> <p>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
3 番委員	<p>1 番の譲渡人の〇〇〇〇さんは、〇〇に在住でもう垂水に帰って農業をしないということで畑の隣接地を耕作している〇〇〇〇さんに譲受ということでなら何ら問題ありません。</p>
6 番委員	<p>2 番ですが、今回、農業委員から〇〇〇〇さんに話があり、〇〇〇〇さんも条件が良かったことから〇〇〇〇さんも希望し、何ら問題ありません。</p>
9 番委員	<p>3 番は親戚間の贈与、4 番は本人からの希望によります経営拡大のということで何ら問題ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	<p>なし</p>
議 長	<p>異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	<p>はい</p>
議 長	<p>議案第2号「農地法第3条許可申請について」は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>

事務局	<p>今月の申請についてご説明いたします。</p> <p>今月の申請は1件となります。議案書6ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図6ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番、申請人は、〇〇〇〇様です。</p> <p>申請地は、〇〇字〇〇番、地目は田、面積は802㎡となっております。</p> <p>申請人は、保育園を経営しており、園児の増加に伴い、職員及び保護者の駐車場として利用する計画です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
3番委員	<p>4月15日に、私と中間委員、事務局2名の4名で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、道路や宅地や雑種地に囲まれた農地であり、申請人の〇〇〇〇は、園児の増加に伴い、職員や保護者の駐車場として利用したいとのことでした。</p> <p>現地は、長年耕作されていない荒地となっており、今後も農地としての活用は見込めない状態でした。</p> <p>現在、保育園でイベントを開催する時には駐車場が不足しており、実家や近隣の道路に駐車している状態のようです。</p> <p>保護者会で駐車場の整備をして欲しいとの意見もあり、保育園に近くて広い土地を探していたところ申請地の所有者と話がまとまったという経緯でした。</p> <p>申請地の西側に田がありましたが、道路を挟んでおり、長年耕作されていない田でしたので、申請地を駐車場として利用しても、周囲の農地に影響を及ぼすことはなく、何ら問題は無いと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、市役所から南東へ約7.1kmに位置し、おおむね350m以内に垂水市役所新城支所が存在することから第2種農地の「500m内農地」と判断します。</p> <p>代替地検討を行ったものの、他に適当な土地はなかったとのこと</p>

	<p>です。資金面は自己資金で賄う計画で、残高証明書が付されております。</p> <p>被害防除の面では、現状のままで造成を行う計画で、西側の道路との境界線には土留め工事を行うとのことです。</p> <p>用水計画はなし、雨水排水は自然流下、汚水処理及び生活排水はなし、とのことです。</p> <p>なお、今回の申請地に隣接する〇〇字〇〇番の土地も平成27年6月に第2種農地として転用の許可を得ております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	<p>なし</p>
議 長	<p>異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	<p>はい</p>
議 長	<p>議案第3号「農地法第5条許可申請について」は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。8ページをお開きください。</p> <p>今月は、新規27筆、再契約13筆の合計40筆の利用権設定があり、畑が34,353㎡、田が5,489㎡、合計39,842㎡になります。それでは1番からご説明いたします。</p> <p>1番は新規、〇〇〇〇さんで10年間の賃貸借です。</p> <p>2番は新規、〇〇〇〇さんで10年間の使用貸借です。</p> <p>3番から15番は再契約、〇〇〇〇さんで、2年間の賃貸借です。</p> <p>16番から40番は新規、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人で全て10年間の契約ですが、20番、21番、22番、23番、26番、27番、30番、32番、33番、39番、40番は使用貸借、その他は賃貸借契約となっております。</p>

	以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の要件を満たしております。以上です。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
1 番委員	貸人〇〇〇〇さん、借人〇〇〇〇さんの件ですが、〇〇〇〇さんの年齢が気になりましたが、まだまだ元気であり、コンバインも所有しているので頑張りたいということで問題ありません。
4 番委員	貸人〇〇〇〇さんの田は耕作放棄地でしたので、借人〇〇〇〇さんが 10 年の使用貸借ということで問題ありません。
9 番委員	3 番から 15 番まで貸人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんですがこれは夫婦の関係にあります。借人の〇〇〇〇さんですが、2 年間の再契約ということですが、これは貸人の〇〇〇〇さんの方から 2 年毎の契約にして欲しいとことでありました。借人の〇〇〇〇は畜産業をしていますので問題ありません。
3 番委員	16 番の〇〇〇〇さん、17 番から 19 番の〇〇〇〇さんは鹿児島県地域振興公社に貸すので問題ありません。
6 番委員	20 番の〇〇〇〇さん、21 番の〇〇〇〇さんはどちらも耕作する意思はなく、鹿児島県地域振興公社に貸すので問題ありません。
8 番委員	22 番 23 番の〇〇〇〇さん、24 番〇〇〇〇さん、25 番〇〇〇〇さん、26 番 27 番〇〇〇〇さんは鹿児島県地域振興公社に貸すので問題ありません。
9 番委員	28 番から 40 番まで鹿児島県地域振興公社に貸すので問題ありません。
議 長	ありがとうございます。 ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありますか。
議 場	なし



議 長	異議がございませんので、議案第 4 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい
議 長	<p>議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 5 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号に基づく下限面積について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書 12 ページをお開きください。</p> <p>平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できることになりました。</p> <p>農業委員会は、毎年下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。</p> <p>垂水市においては、平成 29 年 4 月 25 日の総会において、下限面積を市内全域 20 アールに統一したところでございます。</p> <p>また、平成 30 年 7 月 25 日の総会において「空き家に付属した農地」の下限面積を 0.1 アールに設定しています。</p> <p>議案書に同封しました住宅地図の続きの 7 ページに他市町の資料が添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
議 場	なし
議 長	それでは、議案第 5 号の下限面積については従来どおりとし、修正の必要はないと決定してよろしいですか。
議 場	はい

議 長	<p>議案第 5 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号に基づく下限面積（別段の面積）について」は修正の必要はないと決定いたしました。</p> <p>次に議案第 6 号「平成 31 年度農作業標準賃金の策定について」を上程します。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第 4 号の審議に入ります前に、事務局より説明を行いたいと思います。</p> <p>議案書 14 ページをお開きください。本年度も昨年度の賃金項目に基づき資料を作成いたしました。一般賃金 8 時間の最低賃金の部分につきまして、平成 30 年 10 月 1 日に鹿児島県の最低賃金が 1 時間当たり 761 円に改定されたことを受けて、最低賃金が県最低賃金を下回った時は、県最低賃金の額と同一とする。という取り決めに従い、6,088 円以上の金額である必要があります。この点を考慮の上、一般賃金の最低額を検討していただきたいと思います。</p> <p>また、本日配布資料になります A3 の表は、県内各市ならびに肝属地区各町の標準農作業賃金表をもとに該当部分を抜き出して一覧表にまとめたものであります。</p> <p>各市町で定めている賃金表はその地域の実情に応じて項目を決めており、県内各市町統一されたものではありませんので、本市の賃金項目に該当するものがなく空欄になっている市町も多く見受けられます。</p> <p>また、調査時期の都合によりまして、改訂されていた各市町については平成 31 年度、改訂前であったものは平成 30 年度、平成 29 年度の資料提供となりましたのでご了承下さい。</p> <p>なお、金額に変動幅があるものは優良農地、山間部農地など地域ごとによって金額が異なるため、統一金額を決めていない場合があります。</p> <p>資料を作成したうえで、一般賃金は、鹿児島県の最低賃金 761 円の改定に伴い変更していますが、その他の作業賃金についてはあまり変動していない状況でございます。このような状況を踏まえてご審議をお願いします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは順を追って決定していきたいと思います。</p> <p>まず、一般賃金の最高、最低についてですが、皆様のご意見をお聞かせください。</p> <p>最低は決まっているが、最高は各市町決めていない状況です。一般賃金についてはこの金額でよろしいでしょうか。</p>

議 場	はい
議 長	続いて耕賃について意見はございませんか。
8 番委員	水田のみ金額について何人かから相談を受けました。燃料費も高くなり、機械の修繕費も高くなっている。請負でやっている人たちがそのへんを考えると欲しいという意見がありました。話をしたところ7,700円を10,000円ぐらいにして欲しいということでした。
2 番委員	この金額は30年度だけの金額ですか。それとも何年か継続してこの金額なのでしょうか。
議 長	毎年、農業委員会で審議をして決定する金額です。田んぼの耕賃が少しずつ上がっている状況です。
9 番委員	この金額が農業委員会で審議をして市内の標準となっています。この金額を基に賃金を支払いしている。今言われたように燃料費や機械台が上がっているので10,000円にしても差し使わないとおもいます。私はそう思うが皆さんはどう思いでしょうか。高くした方が仕事も念入りにされる。
議 長	田んぼを耕作されている方が少ないので、推進委員の米田さんの意見を教えてください。
米田委員	いいと思います。
議 長	事務局の意見はどうですか。
事務局	他の市町は、8,000円から9,000円なので、上げるのはいいと思いますが、10,000円は高いと思います。
議 長	いきなり10,000円と急激に上げるのはどうかと思うので、9,000円ということでもよろしいでしょうか。
議 場	はい。
議 長	次に耕起から代かきですが何か意見はありませんか。

8 番委員	代かきをするまで耕起を 3 回 4 回行います。油代を考えれば、16,000 円から 17,000 円あってもいいのではないかと思います。
議 長	事務局の意見はどうですか。他市の状況を説明してください。
事務局	薩摩川内市で 18,000 円から 19,500 円、霧島市で 16,000 円から 21,000 円となっています。
議 長	機械田植えの金額はどうなっていますか。
事務局	7,000 円から 7,500 円が多いです。
議 長	耕起から田植えの金額はどうなっていますか。
事務局	鹿屋市は 20,000 円となっています。
8 番委員	耕起から田植えの金額は、耕起から代かきの金額と機械田植えの金額を足したやつですよ。なので、耕起から代かきの金額と機械田植えの金額を決めればいいです。機械田植えも金額を上げて欲しいという人がいる
議 長	機械田植えの金額はこのままの 8,200 円でいいですか。
9 番委員	機械田植えの時に除草剤も散布しており、その分も請求される方もいます。
議 長	そこは個人間の契約なのでここで審議することではないと思います。ここではあくまでも標準額を決定します。垂水の 8,200 円は高いほうですが、どうしますか。
8 番委員	8,500 円でどうでしょうか。
議 長	機械田植えは 8,500 円でいいでしょうか。
議 場	はい。

議 長	耕起から代かきはどうしますか。
8 番委員	これは他市を見てもどこも高いので 16,000 円でいかがでしょうか。
議 長	耕起から代かきは 16,000 円でいいでしょうか。
議 場	はい。
議 長	耕起から田植えは 8,500 円と 16,000 円を足した 24,500 円でよろしいでしょうか。
議 場	はい。
議 長	それでは表の上に戻って、耕起・耕耘のみからサブソイラーについて何か意見はありませんか。昨年並みということでもよろしいでしょうか。
議 場	はい。
議 長	次の刈取は今年の 8,200 円でよろしいでしょうか。
議 場	はい。
議 長	次の脱穀、ハーベスターとコンバインについて意見はございませんか。
8 番委員	コンバインは昨年度 32,900 円ですが、これも上げて欲しいという声がありまして、34,000 円でいかがでしょうか。コンバインは壊れれば修理代がものすごい。何十万円とかかる。作業中に一回壊れれば儲けがなくなる。その辺を考えればもうちょっとあげて欲しい。
9 番委員	農家側から考えれば、米の値段も上がらない、反収も上がらないとなれば、賃金だけ上がるのはかわいそうだと思う。
議 長	その辺のことを考えて 33,000 円でいかがでしょうか。

議 場	はい。
8 番委員	米が倒れたり、ぬただったりする所は金額を上げて欲しい。 別枠で金額を設定できないでしょうか。
議 長	そのような個別案件は個人同士の話し合いで解決していただく しかない。逆に刈りやすいところは安くしろということにもなる。 それでは、籾乾燥、その他作業についてですが、昨年並みでよろ しいでしょうか。
議 場	はい。
議 長	以上で、「平成 31 年度農作業標準賃金の策定について」を全部決 定いたしました。 次に議案第 7 号「農地所有適格法人の要件確認について」を上程 します。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 7 号についてご説明いたします。議案書 16 ページをご覧くだ さい。 農地法第 6 条第 1 項の規定により、年 1 回農業委員会への報告が義務 付けられており、各法人報告書の提出があったところです。 農林水産省経営局からの「農業委員会の適正な事務実施について」に 基づく、「農地法第 3 条及び第 6 条の事務の適正化について」、の指導に より、農地所有適格の要件確認について総会に諮る必要があるため提案 をいたしました。 本市では、現在、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇の 11 つの農地所有適格法人があります。また、12 番につきまし ては、今回新規で農地所有適格法人として報告書の提出がありましたの で、併せて要件確認をさせていただきます。 農地所有適格法人の要件としましては、「法人形態要件」、「構成員要 件」、「事業要件」、「業務執行役員要件」の 4 つに適合しなければなりま せん。 「法人形態要件」としては株式会社、合名会社、合同会社、農事組 合法人でなければなりません。特例有限会社は会社法改正により、名称は 有限会社ですが株式会社の扱いになり 12 社とも条件を満たしております。 次に「構成員要件」としては、その法人の議決権の割合について、農 地の権利提供者、常時従事者などが過半を占めなければならないとされ

	<p>ており、12社ともその過半を満たしております、条件を満たしております。</p> <p>次に「事業要件」は主たる事業が農業であることとされています。本市では4番〇〇〇〇、10番〇〇〇〇、12番〇〇〇〇に農業以外の事業がありますが50%未満であり、他の9社は農業の事業のみを行っているため条件を満たしております。</p> <p>次に「業務執行役員要件」は役員のうち半数以上が農業に常時従事し、さらにそのうち1人以上が農作業に従事すること、とされており、12社とも条件を満たしております。</p> <p>以上のように本市において、農業所有適格法人は全て、要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見ご質問はありませんか。</p>
8番委員	<p>11番の〇〇〇〇ですが、現在活動中止であり、この前会長の〇〇〇〇さんと話をしたところ解散に向けて手続き中という報告をしてくれと頼まれたのでよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>他に何か質問はありませんか。</p> <p>異議がございませんので、議案第7号は事務局の報告のとおり確認することに決定してよろしいですか。</p>
議場	はい
議長	<p>議案第7号「農地所有適格法人の要件確認について」は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第8号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)及び「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)の策定について、を上程します。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号についてご説明いたします。議案書18ページ以降をご覧ください。</p> <p>農業委員会は、農業委員会の法令事務と促進等事務について、毎年、その活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の策定を行い、これらの情報を公開するとなっております。</p> <p>18ページから25ページまでは、平成30年度の目標及びその達成に向</p>

	<p>けた活動の点検・評価の案となります。例年のとおり、今回もこの案を4月25日から1ヶ月間公表し、地域の方々や農業者などの意見を募集した上で、来月の農業委員会総会にて決定していただきたいと思ひます。</p> <p>つきましては、意見等がございましたら事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>26ページから28ページまでは、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案となります。こちらも案の段階で、今後、意見の募集を行った上で最終的な活動計画を来月の総会にて決定していただきたいと思ひますので、内容をご確認し、意見等ございましたら、こちらも事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見ご質問はありませんか。</p>
議場	なし
議長	<p>なしということでございます。</p> <p>それでは、議案第8号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議場	はい
議長	<p>異議がございませんので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、第11回総会を終了します。</p> <p>垂水市農業委員会</p> <p style="text-align: center;">会 長 葛 迫 巧</p> <p style="text-align: center;">署名委員 森 千 秋</p> <p style="text-align: center;">署名委員 村 山 繁 稔</p>